

「転ばぬ先の杖」

高齢者が尊厳を持って暮らすために

高齢者への虐待を防ぎましょう

▼問い合わせ先 高齢福祉課 高齢者支援係

高齢化が進むなかで、介護をしている家族などが疲労し、追い詰められ、その結果、自覚のないままに虐待をしてしまっていることも少なくありません。高齢者への虐待は、高齢者の尊厳を傷つける行為であり、社会問題になっていきます。

家庭内で起こる高齢者への虐待の背景には、一生懸命介護をしているにも関わらず、適切な介護の仕方が分からなかった、高齢者に思いが伝わらなかったなどの介護負担から、つい手をあげたり、大声を出してしまう場合があります。

高齢者への虐待には...

- ①身体的虐待
 - たたく・無理やり食事を口に入れるなど、身体に痛みを与える行為
- ②心理的虐待
 - 怒鳴る・意図的に無視するなど、言葉や態度で苦痛を与える行為
- ③介護・世話の放棄
 - 食事を与えない・おむつ交換をしない・必要なサービスを利用させないなど、介護を放棄する行為
- ④経済的な虐待
 - 必要なお金を渡さない・年金や預貯金を本人の意思に反して使用するなど財産の使用を理由なく制限する行為
- ⑤性的虐待
 - 排泄の失敗に対し、懲罰的な行為やわいせつな行為の強要などの行為



虐待を防ぐためには...

◆介護している方

介護は長期にわたる場合が多く、家族だけでは限界があります。周囲の方や専門家の力を借りて、介護保険などのサービスを利用して、介護の負担を抱えこまないようにしましょう。

また、ストレス解消のため、適度な休息を取り気分転換をしましょう。市内に介護者の会がありますので、関心のある方はお問い合わせください。

◆地域の方

介護者の元気がないときは、率先して声掛けをしましょう。また、介護に負担を感じている方がいたら、地域包括支援センターや高齢福祉課へ相談するようにアドバイスしましょう。

虐待を発見したり、虐待かもしれないと思ったら、高齢福祉課又は地域包括支援センターにご連絡ください。

認知症サポーターが応援します!!

厚生労働省虐待の調査結果（平成27年2月発表）では、在宅で高齢者を介護している家族による虐待の47・9%は認知症でした。今や認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気です。

市では、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域をめざして、認知症サポーターの養成に取り組んでいます。



認知症サポーターとは...

市が行う認知症サポーター養成講座を受講した方で、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り、支援する応援者です。

高齢者見守り事業所、その他の団体、市民など1,070名の方がいます。（平成28年9月30日現在）

認知症サポーターには「認知症の人を応援します」という意思表示を示す目印である「オレンジリング」が贈られています。



▼相談・問い合わせ先

小諸市地域包括支援センター
☎24・1051/26・2250